三十六、合資会社村上製菓所に対する件

昭和四十三年(排)第三十号

排除命令

石川県金沢市泉本町ハの百二十六番地

合資会社村上製菓所

右代表者　代表社員　村上良雄

当委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一、合資会社村上製菓所は、その販売する小売価額百円の「くるみ餅」と称する商品およびこれと同種の商品について、今後、内容物の保護または品質保全の限度をこえて過大な容器包装を用いることにより、一般消費者に、当該商品の内容量に関し誤認される表示をしてはならない。

二、同社は、小売価額百円の「くるみ餅」と称する商品について、一般消費者の誤認を排除するために、すみやかに、同社が当該商品に過大な容器包装を用い、その内容量は、包装箱の総容積の約三割弱に相当する量しかなかつた旨を広告しなければならない。この広告については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。ただし、当委員会が承認す

ることができない場合には、当委員会は、この広告について指示するものとする。

三、同社は、前項に基づいてした広告について、遅滞なく、文書をもつて当委員会に報告しなければならない。

事　実

合資会社村上製菓所（以下「村上製菓所」という。）は、肩書地に事務所を置き、観光土産品の製造販売業を営む事業者である。

村上製菓所は、小売価額百円の「くるみ餅」と称する商品（別添写真参照）を昭和三十七年十一月から自社工場において製造し、石川県内の地域に販売している。

当該商品は、縦二十二・五センチメートル、横十四センチメートル、高さ二・一センチメートル（総容積約六百六十一・五立方センチメートル）の包装箱にくるみ餅が入れられており、その上蓋の約三分の一を切り取り、この部分に透明なセロハン紙を貼り、中のくるみ餅の一部が見えるようにしたものであつて、あたかも外見からは、当該くるみ餅が包装箱一杯に詰められているかのように包装されている。

しかるに、当該包装箱は、ボール紙で縦二十一・四センチメートル、横十三・六センチメートル、高さ一センチメートルにあげ底されており、その上に縦に長さ二十一・八センチメートル、高さ〇・九センチメートルの経木四本と横に長さ十三・六センチメートル、高さ〇・九センチメートルの経木三本を組合わせ、その間に縦十センチメートル、横四センチメートル、高さ〇・八センチメートル（体積約三十二立方センチメートル）のくるみ餅六個をならべたものであつて、結局、くるみ餅六個の体積は、包装箱の総容積の約三割弱にすぎない。

よつて、村上製菓所は、当該商品の内容量について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしているものであつて、かかる行為は、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる。

法の適用

前記事実によれば、村上製菓所の行為は、不当景品類及び不当表示防止法第四条第二号の規定に違反する。

昭和四十三年五月十八日

公正取引委員会

委員長　山田精一

委員　菊池淳一

委員　梅田孝久

委員　亀岡康夫

委員　有賀美智子

